

当社グループにおけるシステム障害発生時の基本方針

制定 平成27年4月13日

改正 令和6年4月15日

1. 趣旨

当社グループ（当社及び当社の子会社である株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）をいう。以下同じ。）は、当社グループ、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「日本証券クリアリング機構」という。）、日本銀行又は制度利用者のシステム障害又は回線障害により、処理が滞った場合でも、迅速かつ効率的にシステム復旧ができるよう緊急時対応計画に関する基本的な方針を次のとおり定める。当方針は、制度利用者や投資家に十分に配慮し、システム障害が発生した場合における影響を最小限に抑えるという基本的な考え方に基づき作成している（注）。

システム障害又は回線障害が発生した場合における当社グループ、日本証券クリアリング機構、日本銀行及び制度利用者との連絡は、Target ほふりサイト、当社グループのホームページ又はメール等、その時点で利用可能なあらゆる手段を用いて行う。

なお、当基本方針以外に具体的なケースを想定した、より詳細な緊急時対応計画（コンティンジェンシープラン）を別途策定している。

（注）自然災害、社会インフラの機能停止又はテロ等が発生した場合における事業継続体制については、BCP（緊急時事業継続計画）基本方針に定める。

2. 対応方針

想定ケース	対応	備考
1. 当社のシステムに障害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none">制度利用者との間でシステムによる情報授受ができなくなった場合等において、代替手段があるときは、当該手段により、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。代替手段がないために通常どおりの時間で処理ができない場合や代替手段によっても通常どおりの時間で処理ができない場合には、可能な限り、処理時刻を延刻することにより対応する。	<ul style="list-style-type: none">システム障害が発生する前までに制度利用者から受け付けた請求については、システム障害が

想定ケース	対応	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理時刻を延刻しても、障害発生営業日中に処理が完了しない場合には、翌営業日付の処理として、処理を翌営業日以降に繰り越すことにより対応する。 ・ システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。 	<p>発生した営業日（以下「障害発生営業日」という。）中に処理を完了させ、翌営業日には繰り越さないことを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム障害により処理が中断した場合には、システム障害復旧後、システムの的に時間の余裕がある場合に限り、制度利用者からの請求の受付を再開する。 ・ 左記の具体的な事例として、例えば、関係機関によりあらかじめ決済時限が決められている処理について、処理時刻を延刻したとしても、時間帯によっては、関係機関側で当社からの情報が受け付けられず、障害発生営業日中に処理が完了しないこと等が考えられる。 ・ バックアップセンタのシステムへ切り替えること等が考えられる。

想定ケース	対応	備考
<p>2. ほふりクリアリングのシステムに障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほふりクリアリングは、制度利用者との間でシステムによる情報授受ができなくなった場合等において、代替手段があるときは、当該手段により、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。 ・ ほふりクリアリングは、代替手段がないために通常どおりの時間で処理ができない場合や代替手段によっても通常どおりの時間で処理ができない場合には、可能な限り、処理時刻を変更することにより対応する。 ・ ほふりクリアリングは、代替手段や処理時刻の変更等によっても、システム障害発生営業日中に決済を行うことができないと判断した場合には、決済日を翌営業日以降に繰り越す。 ・ ほふりクリアリングは、システム障害等の状況を勘案し、その他所要の対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVP決済から非DVP決済へ変更することも考えられる。 ・ 処理時刻を延刻又は前倒しすることが考えられる。 ・ バックアップセンタのシステムへ切り替えること等が考えられる。
<p>3. 日本証券クリアリング機構のシステムに障害が発生した場合又は日本証券クリアリング機構と当社との間の回線に障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券クリアリング機構との間でシステムによる情報授受ができなくなった場合等においては、代替手段により、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。 ・ 日本証券クリアリング機構が決済時限及び国債店頭取引清算業務に係る債務引受時限を変更した場合には、当社においても、処理時刻の変更により、可能な限り、決済日が繰り越しにならないよう対応する。 ・ システム障害等の状況を勘案し、必要に応じた当社のシステムの処理時刻の変更その他の所要の対応を行う。 	

想定ケース	対応	備考
<p>4. 日本銀行のシステムに障害が発生した場合又は日本銀行と当社との間の回線に障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行との間でシステムによる情報授受ができなくなった場合等においては、日本銀行と協議のうえ、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。 ・ 日本銀行がシステム処理時刻を延刻した場合には、当社においても、処理時刻の延刻により、可能な限り、決済日が繰り延べにならないよう対応する。 ・ システム障害等の状況を勘案し、必要に応じた当社のシステムの処理時刻の変更その他の所要の対応を行う。 	
<p>5. 制度利用者のシステムに障害が発生した場合又は制度利用者と当社との間の回線に障害が発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度利用者との間でシステムによる情報授受ができなくなった場合等において、代替手段があるときは、当該手段により、可能な限り、通常どおりの処理を継続する。 ・ 制度利用者は、代替手段がないためにシステム障害発生営業日中に当社への請求を行うことができない場合や代替手段による処理に時間を要し、システム障害発生営業日中に当社への請求を行うことができない場合には、改めて翌営業日以降に行う。 ・ システム障害等の状況を勘案し、必要に応じた当社のシステムの処理時刻の変更その他の所要の対応を行う。 	

以 上